

## 契約事務取扱細則第40条に基づく随意契約に係る情報の公表

工事の名称、場所、期間、種別 又は物品等・役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円) (落札金額)	落札率 (%)	公益法人の場合			再就職の 役員の数 (人)	調達機 関番号	所在地 番号	品目分 類番号	公告を行った日	備 考
								公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札、応募者 数						
地下タンク電気防食システム設置工事	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和3年9月7日	株式会社ダイカ 島根県松江市乃白町312-10	会計規程第52条第5項及び、契約 事務取扱細則第27条第1項に該当 し、当機構の定める随意契約の限 度額を下回るもの	-	2,200,000	-									
X線一般撮影システムユニット交換	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和3年9月30日	島津メディカルシステムズ株式会社 島根県出雲市斐川町直江2698	会計規程第52条第4項の「緊急の 必要により競争に付することができ ない場合」に該当	-	3,217,500	-									
オンライン資格確認システム導入	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和3年11月1日	株式会社ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目6番 号	会計規程第52条第4項の「契約の 性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当し、契約事務取扱細則 第26条第1項に該当	-	2,576,200	-									
4F医療ガスアウトレット増設工事	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和4年1月1日	山陰酸素工業株式会社 鳥取県米子市旗ヶ崎2201番地1	会計規程第52条第5項及び、契約 事務取扱細則第27条第1項に該当 し、当機構の定める随意契約の限 度額を下回るもの	-	2,475,000	-									
PHSアンテナ取替工事	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和4年1月28日	日海通信工業株式会社 鳥根県松江市古志原三丁目12-31	会計規程第52条第5項及び、契約 事務取扱細則第27条第1項に該当 し、当機構の定める随意契約の限 度額を下回るもの	-	2,200,000	-									
物理療法器購入	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和4年3月4日	インターリハ株式会社 東京都北区上中里1-37-15	会計規程第52条第5項及び、契約 事務取扱細則第27条第2項に該当 し、当機構の定める随意契約の限 度額を下回るもの	-	1,350,000	-									
MRI装置保守	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和4年3月31日	キャンメディカルシステムズ株式会社 鳥根県松江市朝日町484番地16	製造者による独自性及び提供を行 うことが可能な業者が1であるため 会計規程第52条第4項の「契約の 性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当	-	4,336,200	-									
電気需給契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和4年6月1日	中国電力ネットワーク株式会社 広島県広島市中区小町4番33号	どの事業者からも電気の供給を受け ることができないため、電気最終 保障供給約款にもとづき供給を受け るもの 会計規程第52条第4項の 「競争に付することが不利と認めら れる場合」に該当	-	62,365,919	-									
西2階医療ガス配管設備増設工事	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和4年7月25日	山陰酸素工業株式会社 鳥取県米子市旗ヶ崎2201番地1	会計規程第52条第5項及び、契約 事務取扱細則第27条第1項に該当 し、当機構の定める随意契約の限 度額を下回るもの	-	2,288,000	-									
カードテレビシステム業務委託契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉湯病院 院長 池田 登	令和4年7月31日	パラテクノ株式会社 東京都文京区本郷5-28-3	現在賃借中の備品を継続使用する ことにより費用削減となるため 会 計規程第52条第4項の「契約に付 することが不利と認められる場合」 および契約事務取扱細則第26条第 2項に該当	-	4,620,000	-									

(注1) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注2) 政府調達で契約したものは、調達機関番号、所在地番号、品目分類番号及び契約金額・落札金額を2段で併記すること。